



Q&A よくあるご質問

Q1 所有者などの理解を得ておく範囲は？
 A1 個人の建物や管理物件について登録提案する場合は、「提案を行うこと」及び「公表されること」について、所有者等に理解を得てください。まちなみなど面的な景観の場合は、その景観を構成する主たる要素の管理等を行う方の了解を得てください。

例示 旧街道のまちなみ
 — 自治会、保存会等がある場合はその団体
棚田と集落 — 自治会、農業委員会
山頂の公園からの眺望 — 公園の管理者

Q2 登録内容の変更は可能ですか？
 A2 登録区域の変更、保存活用計画書の変更等を行う場合は、変更を提案していただくことが可能です。

Q3 登録が取り消されることはありますか？
 A3 登録後、活動内容の変化や景観を著しく阻害する建物の建築などにより、登録要件を満たさなくなったと認められる場合は、登録を取り消します。

Q4 景観アドバイザーの派遣対象となる活動や派遣回数の限度は？
 A4 保存活用計画書の策定及び登録後の景観づくり活動に対して、必要な回数を派遣します。ただし、予算上などの都合により回数を制限させていただく場合があります。

Q5 登録申請の受付期間はあるの？
 A5 登録申請は随時受け付けています。各地域を所管する土木事務所が提案窓口となります。

各種制度の活用
 景観計画（景観法）、景観府民協定（府景観条例）等の指定検討

支援制度の活用
 地域力再生支援事業交付金及び景観アドバイザー制度（いずれも京都府）等の助成・支援制度活用

さらなる景観の価値付け
 文化的景観の選定による景観の価値付けと地域ブランド力向上